



## 令和3年度第8回天塩町農業委員会総会

- 議 長      ただ今の出席委員は8名であります。  
定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第8回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議 長      これから本日の会議を開きます。  
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、3番 奥山稔君、4番 寺本奈穂子君を指名します。  
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全 員      異議なし。
- 議 長      異議なしと認めます。  
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議 長      それでは議事に入りたいと思います。  
(伊藤委員入室)
- 議 長      報告第1号「農地パトロールの実施結果について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局      それでは、報告第1号「農地パトロールの実施結果について」ご説明申し上げます。  
2ページをご覧ください。  
農地パトロールにつきましては、10月5日から7日の3日間で町内にある農地全筆について中山間事務局などの現地調査と合わせて実施いたしました。  
更岸地区及び川口、六志内、西産士地区につきましては、10月5日。作返、産士、振老、及び西雄信内、新成、男能富、泉源地区につきましては、10月6日。  
東産士、円山、雄信内、東雄信内、辰子丑、下コクネップにつきましては10月7日に、それぞれ実施いたしました。  
調査につきましては、3日間で農業委員10名、事務局1名、中山間事務局2名、農振担当1名の参加となりました。  
調査方法は、目視による確認の他、GPS搭載のタブレット端末により、現地確認等を行っております。  
調査の結果、遊休農地の発生は無く、違反転用等の法令違反も発見されませんでした。3ページには天塩町全図にそれぞれの調査経路を落としてありますので、お読み読み取りいただければと思います。事務局の説明は以上です。
- 議 長      本件は報告事項ですので、これで終わります。

次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

別紙第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。

こちらは、浜更岸 さんの畑で、今年の 月から 月に砂採取された所の続きになります。

貸主は 氏、借主については となっております。土地については、字更岸 番1外 筆となっており、転用面積は m<sup>2</sup>となっております。転用目的は砂採取で、工期は令和 年 月 日より令和 年 月 日となっております。

一時転用であり、採取後は農地に復元することとなっております。農地区分ですが、農振農用区域内農地であります。農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、該当ありませんので問題ないと考えます。次に農地以外の土地の利用見込みにつきましては、該当がありませんので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。総合意見としては、許可相当としております。許可に付けるべき条件として①から③を記載しております。

8ページから26ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明のありました議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行ないます。

全員

ありません。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。  
28ページをご覧ください。

整理番号12-1についてであります、 から 氏に賃貸借権  
の設定をするものです。

位置につきましては、29 ページ、30 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い  
申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明のありました、利用権の質疑を行ないます。

全 員 ありません。

議 長 質問なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題とします。事務局より内容の説明  
を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「現況証明願について」説明いたします。  
32ページをご覧ください。

先月、10月25日の第7回農業委員会総会で、農地法第5条の一時転用の許可を  
をした場所になります。

令和 年 月 日、 から現況証明願書の申請がありました。

証明を受けようとする土地の表示については、所在は、天塩町字 番  
公簿地目は原野、現況は農地・採草放牧地以外、面積 m<sup>2</sup>、利用状況は未利  
用地、所有者氏名は 氏であります。

証明を必要とする理由については、砂採取における、砂利採取計画認可申請書に  
添付するためです。位置につきましては ページをご覧ください。

現地確認については、 月 日、奥山委員、山下委員、事務局で実施いたしま  
した。利用状況は未利用地と判断しました。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申  
上げます。

議 長 ただいま事務局から説明のありました、議案第3号「現況証明願について」の質疑  
を行ないます。

事務局 先月の総会で農地法第5条の一時転用で、砂を採取する畑に隣接する、この地図では左側で、西側の原野の部分です。ここは地目が原野になっていて、航空写真を見ると真ん中くらいまで砂利が敷いてあって、利用していないと判断しました。

奥山委員 見に行ったけど砂を取ろうとしている畑は周りと比べてちょっと高いだけで。きちんと農地に復元してくれればいいんだけど。今回で砂の採取は終わるそうなので。

議 長 よろしいですか。

議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり証明いたします。

議 長 以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

議 長 以上をもちまして令和3年度第8回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 3年11月25日

署名委員

( 3 番) 奥山 稔 (印)

( 4 番) 寺本 奈穂子 (印)